

議 事 録

令和6年5月10日

開催場所	伊賀市役所本庁2階 202・203会議室	13:30～15:50
会議名	第11回伊賀市農業委員会総会	
出席者	坂本 森下 門口 西田 大田 松永 川口(一) 福岡 田中 福地 稲森	
	西尾 橋本 折戸 喜多 西口 喜久永	
	(計17名)	
欠席者	玉岡 森田 高田 藤室 中原 池町 山本 吉岡 川口(貞)	
事務局	福山 林 小林 矢野 岡嶋 北田	
議 事		
議長	予定の時刻になりましたので、只今から伊賀市農業委員会、第11回総会を開催します。	
議長	それでは、総会の成立報告を事務局に求めます。	
事務局	出席委員は総数24名中17名で、農業委員会等に関する法律による成立要件の過半数に達しております。本総会の成立をご報告いたします。	
議長	次に、今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。	
一同	異議なし。	
議長	次に議事録署名者の指名を行いたいと存じます。署名者は、23番の喜久永委員、24番の森下委員にお願いします。本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっていますので、ご承知おきください。	
議長	それでは、只今より議事に入ります。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は、何れも報告案件ですので一括して報告いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。賃貸借の合意解約がなされ、報告件数11件、筆数は田35筆、面積は合計47,372㎡についての通知がありましたので報告いたします。 続きまして報告第2号、使用貸借契約の解約による通知についてご説明します。無償の貸し借りである使用貸借の合意解約がなされ、報告件数3件、筆数は田3筆、面積は合計3,076㎡についての通知がありましたので報告いたします。	
議長	説明が終わりました。ご発言はございませんか。	
議長	ご発言が無いようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は、報告のとおりご承知おきください。	
議長	続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第1号No.1～6について、事務局は説明してください。	
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。総会資料4ページをご覧ください。 No.1、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は43a、農作業歴は40年で、本人が農作業に常時従事しています。農機具は田植機1台、コンバイン1台を保有し、トラクター1台をリースしています。露地野菜を作付け予定です。譲受人の父名義の農地が小田町で1.8haあり、自身が耕作しているため、申請地についても効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。また、本日小田地区の農業委員さんは欠席されていますが、関係者一同で現地立会を行った際に問題がないとの意見をいただいています。	

事務局	No.2、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は288a、農作業歴20年で、本人と父が常時従事し、妻が補助として従事しています。農機具は田植機、トラクター、コンバインを2台ずつ保有しています。田については水稻、畑についてはジャガイモなどの野菜を作付け予定です。〇〇番の田について、従前から譲受人が耕作管理しており、その他の農地についても効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.3、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は44a、農作業歴は18年で、本人が常時従事しています。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、草刈機、軽トラックをそれぞれ1台ずつ保有しています。譲受人の住所が御代ですが、申請地のすぐ東で養豚場を経営しており、面積は小さいですがその飼料用の作物を作る予定であるため、効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。また、本日韮田地区の農業委員さんは欠席されていますが、関係者一同で現地立会を行った際に問題がないとの意見をいただいています。
事務局	No.4、詳細は議案書のとおりです。譲受人の取得後の耕作面積は137aとなり、農作業歴は本人が50年で妻と共に常時従事されています。対象の農地はこれまでも譲受人が耕作してきたことから、今回、取得に至ったものです。農機具はトラクター、耕うん機、田植機、コンバインを各1台所有され、申請地では水稻を耕作されます。申請地は自宅から30mで、取得後も効率的に耕作できると認められます。
事務局	No.5、詳細は議案書のとおりです。譲受人の取得後の耕作面積は43aとなり、農作業歴は本人が30年で常時従事されています。これまで譲渡人の父親と譲受人の父親が賃貸借契約を結び、譲受人が父親とともに耕作していたことから、今回、取得するに至ったものです。農機具はトラクター、田植機を各1台実家で所有され、申請地では水稻を耕作されます。申請地は譲受人の実家の近隣であり、取得後も効率的に耕作できると認められます。
事務局	No.6、詳細は議案書のとおりです。譲受人の取得後の耕作面積は238aとなり、農作業歴は本人が27年で常時従事されています。対象の農地はこれまでも譲受人が耕作してきたことから、今回、取得に至ったものです。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台所有され、申請地では水稻を耕作されます。申請地は自宅から1kmで、取得後も効率的に耕作できると認められます。
議 長	只今の説明に関連して、長田地区、柘植地区、西柘植地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
門口委員	No.2について説明します。4月23日に関係者一同で現地立会を行いました。譲渡人は大阪に住み、農地の管理が困難で、譲受人は父と共に3名で耕作し、模範的農家であり特に問題はございません。
福岡委員	No.4とNo.5について説明します。4月23日に関係者一同で現地立会を行いました。事務局の報告のとおりであり、ご審議よろしくをお願いします。
田中委員	No.6について説明します。4月23日に関係者一同で現地立会を行いました。以前から譲受人が耕作しており、何ら問題はございません。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.1～6について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第1号No.1～6について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.1～6については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長	続きまして、議案第1号No.7～12について、事務局は説明してください。
事務局	No.7～No.8は譲受人が同一の案件ですので併せて説明させていただきます。譲受人の取得後の耕作面積は280aとなり、農作業歴は本人が41年で常時従事されています。No.8はこれまで譲受人が耕作しておりNo.7と共に取得し、水稻を耕作される予定です。農機具はトラクター、耕うん機、田植機、コンバインを各1台所有され、申請地は自宅から6分以内で、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。また、本日、壬生野地区の農業委員さんは欠席されていますが、4月26日に関係者一同で現地立会を行い、委員さんに問題がないとの意見をいただいています。
事務局	No.9、申請内容については総会資料のとおりです。取得後の耕作面積は21aとなります。農作業歴は本人が45年農業に従事しております。農機具は、トラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機をそれぞれ1台所有されており、取得後はかぼちゃ・じゃがいも等野菜を耕作されます。申請地は以前から譲受人が耕作していること、また、自宅の隣接地であることから取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。
事務局	No.10、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人は新規就農です。近い将来この畑の隣接地に転居予定で、家庭菜園として利用する意向です。草刈り機などを所有されており、耕運機もリースする予定です。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.11、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は95aです。譲受人の農作業歴は21年で、本人と妻が従事されています。農機具はトラクター、田植機、草刈機などを各1台所有されており、取得後は野菜を栽培されます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.12、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人は新規就農されます。申請地の近くにお住まいで、自家用野菜を販売されます。農機具は、耕運機、草刈り機を各2台所有されています。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
議 長	只今の説明に関連して、山田地区、猪田地区、中瀬地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
西尾委員	9番山田地区です。4月25日に関係者一同で現地立会を行いました。登記は田であるが、引続いで畑をしている。譲受人も既に畑の準備をされており、何ら問題はないと思います。
川口委員	猪田です。4月24日に推進委員ともども現地立会を行いました。別段問題はありませんでしたので、ご審議をお願いします。
西田委員	かれこれ10年程になるが、譲受人が大阪から移住されたがその当時、家は取得できたが農地取得の下限面積の要件によって取得できなかった。最近下限面積が撤廃されたため、今回取得の整理をすることになった。移住から農業を始めており、きちんと耕作されている。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.7～12について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第1号No.7～12について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.7～12は原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第2号について、事務局は説明してください。

事務局	No.1、申請内容については総会資料のとおりです。申請地は猿野公民館から南へ130mほどに位置し、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地となりますが、住宅その他の申請にかかる土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから問題はありません。申請地は、平成4年から一般住宅として使用していることから、顛末書を添付させての申請です。申請地は、相当数の居住用家屋が連たんしている区域のため、今回の転用はやむをえないと判断します。取水・汚水・雑排水は無く、雨水は東側側溝へ放流する計画です。地元地区、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
議 長	只今の説明に関連して、阿波地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
橋本委員	4月23日に関係者一同で現地立会を行いました。本屋と離れがあるが、離れの部分が田のままであったので宅地に地目を変更すること。現場確認の結果も何ら問題はないと判断したのでよろしくお願ひしたい。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
門口委員	転用してから32年経つ。本来であれば平成4年に住宅敷地として転用申請すべき案件ではないか。本会議でも違反転用が当たり前になってきてはいないか。30年も経てば、何故遅れたのか等説明が無いと、審査が困難である。
議 長	このような場合について、詳しく言えば農地パトロールの際に抜けていた案件と思われる。しかし、実際には非常に判断が困難な場所もある。今回は本人が申請を怠っていた案件と思うが、農地パトロールで対応したい。
森下委員	私の地元地区の例では、代々農地を道として使用しており地盤も固まってしまっており、2～3代後の家族では畑であったことを全く知らないでいた。家屋を増築した際に農地だったことを始めた知った。自宅から地続きの土地等であれば、追認も致し方ない場合もあるのではないかな。
門口委員	相続の場合など、自動的に相続するのでは無く、確認をする絶好の機会と思うのだが。
森下委員	地域の農業を守るといった意思のある若い方など、何千㎡も転用するのは論外だが、少しだけ家屋を増築してしまった場合などは、認めていくべきではないか。
門口委員	例えば、隣接しており100㎡に満たない場合は事後承諾もやむを得ないとも言えるが、2,000㎡で別荘を立てたとして事後申請をするなど、そういった事例が出てくることを心配している。
森下委員	確かに、どの程度までを認めるのか線引きは難しい。
西田委員	今回の案件、なぜ非農地証明願ひではないのか。年数は経過していると思うが。
事務局	非農地証明願ひについては時効取得になるので、20年。
西田委員	本件、20年は過ぎているが。
事務局	申請には、客観的に20年以上経過していることが証明できる書類等の提出が必要。
西田委員	4条許可を取らなくても、非農地証明を受けた方が申請も簡易になるのでは無いか。
事務局	一般的には4条、5条申請を指導するが、20年以上経過していることが、例えば建物登記等客観的に証明できる方については非農地証明願ひを指導している。
西田委員	今回は証明書類が無かったのか。一般的な話を聞いているのでは無く、本件について、課税台帳等が取得できなかったのか4条申請になったとか、事務局は具体的に説明すること。でないと、審議することができない。
議 長	先ほども言ったが、農地パトロールの際に調査をお願いします。
議 長	他にご意見ございませんか。ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)

議 長	全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議 長	続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第3号No.1～7について、事務局は説明してください。
事務局	議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。総会資料6ページをご覧ください。 No.1、詳細は議案書のとおりです。申請地は、平野地域の宅地分譲地内の一角で、津地方法務局伊賀支局から西に約300mに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため第3種農地に該当します。施設の概要は、譲受人が父の土地を借りて居宅を新築する計画です。すぐ南に実家が隣接しています。土地造成は北側に設置予定の駐車場部分のみ乗入れのため50cm切土します。取水は北側前面道路より上水道を引き込み、汚水については合併浄化槽を設けて北側既存水路に放流し、雨水についても北側水路に放流します。資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺に農地はなく支障はありません。もともと住宅地として区画整理された土地であり、今回の転用もやむをえないものと考えられます。また、本日上野地区の農業委員さんは欠席されていますが、関係者一同で現地立会を行った際に問題がないとの意見をいただいています。
事務局	No.2～5は譲受人が同一ですので併せて説明いたします。詳細は議案書のとおりです。申請地は旧花垣小学校から南に約600mほどの高台の農地で、周囲の状況から第2種農地と判断します。施設の概要は太陽光発電施設として利用予定で、No.2については太陽光パネル218枚設置と資材置場、No.3については太陽光パネル180枚、No.4については149枚、No.5については190枚を設置します。それぞれ周囲にはフェンスを設置する計画です。工事計画は許可日より令和6年9月末までの計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで自然浸透および前面道路の既設水路へ自然流下により排出する計画です。資金計画については、残高証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺の農地に対して支障はありません。申請農地は荒廃地で申請理由からも今回の転用はやむをえないものと考えられます。
事務局	No.6、詳細は議案書のとおりです。申請地は、No.2～5と同じく旧花垣小学校から南に約600mほどの高台の農地で、周囲の状況から第2種農地と判断します。施設の概要は太陽光発電施設として太陽光パネル200枚を設置します。工事計画は許可日より令和6年9月末までの計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで自然浸透および前面道路の既設水路へ自然流下により排出する計画です。譲受人はNo.2～5の譲受人である〇〇株式会社の役員の一で、当該地については個人で行うとのことです。草刈等の管理については〇〇株式会社に委託する計画です。資金計画については、残高証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。申請農地は荒廃地で申請理由からも今回の転用はやむをえないものと考えられます。 No.1からNo.6について、担当地区委員さんは欠席されておりますが、現地立会を行い特に問題は無いとのご意見をいただいておりますので、ご審議よろしくお願いいたします。

事務局	No.7、詳細は議案書のとおりです。申請地は、伊賀市役所阿山支所の南に隣接する土地で、周囲の状況から第3種農地と判断します。施設の概要は、駐車場6台分と倉庫で、すでに転用済みのため譲渡人より始末書が提出されています。譲受人は平成30年に建物内外のクリーニングや増改築、リフォーム等を行う法人として設立され、この度、伊賀で業務を行うにあたり申請地の南に隣接する空き家も併せて購入し事務所として活用する予定であり、業務用の駐車場及び資材などを格納するための倉庫として利用する計画です。駐車場部分は整地を行いますが、道路からの乗り入れ部分のみ砂利敷施行済みです。取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透および敷地内の集水桝を介して既存水路へ放流します。資金計画については、残高証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺の農地に対して支障はありません。阿山支所、郵便局、住宅に囲まれた狭小な農地で、今回の転用はやむをえないものと考えられます。
議 長	只今の説明に関連して、河合地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
福地委員	7番の河合地区です。只今事務局より詳細な説明がありましたが、今回改めて申請の中身を確認し、現況についても説明のとおりであることを確認しています。ご審議をお願いします。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。
西田委員	No.2からNo.6について、一団の太陽光発電施設になりますか。
事務局	すべて接続している訳ではないが、一団の農地の中にある農地になります。
西田委員	建設管理課との協議はしてありますか。
事務局	はい。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.1～7について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第3号No.1～7について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.1～7は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議 長	続きまして、議案第3号No.8～14について、事務局は説明してください。
事務局	No.8、詳細は議案書のとおりです。申請地は伊賀鉄道上林駅から北東へ700m程に位置し、第2種農地と判断します。申請地は圃場整備されていない不整形な生産性の低い農地で長年休耕地となっており、譲受人と譲渡人が太陽光発電施設として利用することを了承したものであり、今回の転用はやむを得ないと判断します。工事計画は5月末から6月末までの計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく、排水は雨水のみで、自然浸透する計画です。太陽光パネルを172枚設置し、設置割合は55.25%で、フィット法によらない太陽光発電施設になっております。隣接する農地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.9、申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、佐那具町コミュニティセンターから北東に700mに位置する農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから第3種農地と判断します。手狭になった社員用駐車場として利用し、また申請地は、不整形で生産性の低い農地のため、今回の転用はやむをえないものと考えられます。土地造成は整地のみで、工事期間は8月末日までの予定です。取水は無く、排水は雨水のみで東側は水路を新設し、西側はU字溝を敷設の上道路側溝へ放流します。地元地区、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。本日、地元農業委員さんは欠席されていますが、現地立会時に問題ないということを伺っておりますので、あわせて報告致します。

事務局	No.10、申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、鳳凰寺公民館から南へ100mに位置する農地で、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地となりますが、都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置されるものであることから問題はありません。一部、令和3年6月から使用していることから、顛末書を添付させての申請です。工事計画は許可日より12月末日の計画です。取水・汚水は無く、排水は雨水のみで自然浸透及び北側既存水路へ放流します。地元地区、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.11、申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、甲野公民館から北東へ1.3kmに位置する農用地区域内農地です。採取計画によりますと、全体面積18,737㎡、掘削面積17,657.8㎡について、2mの保安距離を確保し、掘削深5m、安定勾配1:1.2で切り込み67,096.5㎡の砂利を採取する計画です。採取した砂利は場内に一時堆積し、水切りした後自社プラントへ搬出します。埋め戻し土につきましては、掘削深5mの内、旧表土を0.1m、脱水ケーキを0.3m、山土を1m、旧床土を0.5m、改良土を3.1m充てる計画となっています。山土については株式会社〇〇の山土を使用します。採取にあたりましては、地元関係者との調整も済みであり、災害防止計画を策定し、危険防止のための標識及び安全ロープの設置等、被害防除及び安全面にも配慮し、従業員並びに車両運転者に対し注意を促す計画となっています。排水は雨水のみで、沈砂池を設置し、用悪水路から服部川へ放流します。事業については、自己資金で行う計画となっており、全体事業費を上回る銀行の残高証明書が添付されています。採取跡地の埋め戻しについては、当該申請者と〇〇の共同申請になっていることから、採取後は確実に農地に復元されるものと考えます。また、他法令につきましては、砂利採取法に基づく許可申請が行われるとともに、土壌汚染対策法、三重県自然環境保全条例および三重県土砂条例に基づく手続きがされており、地元地区や隣接土地所有者からの同意も得られており、周辺農地への支障はないものと判断します。
事務局	No.12、申請内容は議案書のとおりです。申請地は、高畑公民館から北へ約100mに位置しています。周囲を宅地で囲まれ、基盤整備されていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、申請人が経営する整骨院の駐車場です。このような申請内容で、今回の転用はやむをえないと考えられます。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透させます。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.13、申請内容は議案書のとおりです。申請地は、市立さくら保育園から東へ約100mに位置しています。周囲を宅地や山林で囲まれ、基盤整備されていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、太陽光発電施設です。このような申請内容で、今回の転用はやむをえないと考えられます。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透と既設の排水路を利用します。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.14、申請内容は議案書のとおりです。申請地は、大村神社から北へ約150mに位置しています。周囲を宅地で囲まれ、基盤整備されていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、駐車場です。このような申請内容で、今回の転用はやむをえないと考えられます。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透させます。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、神戸地区、山田地区、中瀬地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
松永委員	No.8です。4月24日に関係者一同で現地立会を行いました。申請内容、現地の内容を含めて何ら問題ないと判断しました。ご審議をお願いします。

西尾委員	No.10とNo.11です。4月24日に関係者一同で現地立会を行いました。No.10について、譲渡人は既に市外に移住し、田畑を管理していた方も高齢となり管理困難となった為、令和元年に区で世話になれないかと相談があり、防草シートを張っていた。それでも維持管理費が掛かる為、地区で有効利用するのであればと寄付の運びとなった。譲受人は地縁団体である。多目的広場として維持を継続するので審議賜りたい。No.11は連続する農地で、真泥地区から甲野地区へ砂利採取事業が移動してきた。申請者は同様の一時転用の経験豊富であり、問題はないと思う。
西田委員	事務局説明のとおりである。が、先行して駐車場として利用しており顛末書の提出がされている。現地確認の際には、書土に注意を行ったところである。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
門口委員	No.11について、面積が18,000㎡と非常に大きく掘削量が67,000㎡もあるが、埋め戻しの土は何处から持ってくるのか。心配だ。
事務局	当該申請者の案件は、いつも15,000㎡、掘削量も50,000㎡程度あり、計画図面も添付されており、問題は無いと判断している。
門口委員	どこから埋戻し土を持ってくるのかを聞いている。おかしな物は混ざらないか心配している。
事務局	空いている所に表土を置いて、順番に埋め戻していくと聞いている。
門口委員	60,000㎡取り出すのは構わない。戻す土はどのような材質なのかを聞いている。以前は表土について聞いたのだが、今回は埋め戻し土の材質を教えて欲しいと言っている。
事務局	埋め戻し土は下阿波の〇〇から持ってきて、それはリサイクル土になります。
門口委員	場所を聞いているのではなく、土質を聞いています。
事務局	リサイクル土で、いつもの度量計算もしており問題はありません。
門口委員	「問題は無い」ではない。どういう物が戻されるのかということです。
西田委員	砂利採取で、きちんと決められている筈ですが。
事務局	旧表土をめくって置いておく。脱水ケーキ0.3m、山土を1m、旧床土を0.5m、改良土を3.1mで合計5mです。
門口委員	改良土は別に問題無い訳ですね。
事務局	〇〇さんは、いつも脱水ケーキ等を使用していて、今までも問題はありません。公的機関の検査結果も添付されています。
議 長	他にございませんか。ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.8～14について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第3号No.8～14について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	続きまして、議案第4号「非農地証明下付願について」を議題とします。議案第4号No.1～2について、事務局は説明してください。
事務局	No.1、申請内容は総会資料のとおりです。申請地は、友生保育園から南へ約150mに位置しています。周囲を宅地で囲まれ、基盤整備されていない狭小な農地であることから、第2種農地と判断します。当該農地は、昭和33年頃から宅地として利用されており、農地に戻すことは困難で、非農地として問題はないと判断します。
事務局	No.2、申請内容は総会資料のとおりです。申請地は、寺田橋の南側から西へ約50mに位置しています。周囲を宅地で囲まれ、基盤整備されていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。当該農地は、昭和48年頃から宅地として利用されており、農地に戻すことは困難で、非農地として問題はないと判断します。

議 長	只今の説明に関連して、友生地区、中瀬地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
大田委員	友生地区です。4月23日に関係者立会いの下現地確認を行いました。詳細については事務局から説明のあったとおりで、何ら問題はないと判断しますので、ご審議よろしく願います。
西田委員	推進員と現地確認をしたが、まさかこの土地がと思うほどで、ずっと宅地になっておりました。そういうことですので、事後申請でも致し方ないかと。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第4号No.1～2について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第4号No.1～2について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第4号「非農地証明下付願について」No.1～2は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議 長	続きまして、議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局は説明してください。
事務局	総会資料9ページをご覧ください。議案第5号農用地利用集積計画についてご説明します。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により伊賀市長より農用地利用集積計画の決定を求められております。利用権設定が新規設定71件、再設定35件で、田235筆、畑36筆。計画面積は合計455,973㎡です。
事務局	内容に入る前に、新規営農者がいますのでご説明させていただきます。 307、〇〇さんにつきましては、小田町にある〇〇の元社長で、現在は経営を息子に譲り会長を務めています。実質引退していて、余生は農業に従事したいとのことから地権者と共通の知人を通じて紹介してもらったとのこと。農業経験は朝屋と島ヶ原で小さい菜園を5年ほどしており、当該地での作付けはサツマイモ等を予定しています。農作業は本人が従事します。農機具はトラクターと田植機を一台ずつ所有しており、法花の知人の倉庫を借用してそこに保管しており、効率よく作業できると認められます。
事務局	No.377、〇〇さんにつきましては、4月30日に新規営農面接審査会を行い新規就農者として認められました。借人は大阪のJAに20歳から勤めていましたが、叔父が伊賀でイチゴの栽培をしており、自身も農業をしたいとの思いから別の叔父から土地を借りて農業を開始することになりました。「農業次世代人材投資資金(準備型)」の交付を受けつつ昨年の2月からブドウと桃の栽培についてベテラン農家の元で修業しています。農作業は本人が主に行います。現在はすでに遊休農地となっていた現地を整備し、2,000㎡ほどの棚を設けていて、現地に60㎡ほどのビニールハウスを設置し農機具やトラクターを格納しています。今後も効率よく作業できると認められます。
事務局	総会資料34ページの方について説明します。 利用権の設定を受ける者は西山の〇〇農園 〇〇さん、所在地は西山の田4筆・畑16筆、面積は合計14,987㎡で、伊賀市の耕作面積がなかったため、去る4月30日に新規営農面談を行いました。2001年に西山に移住され農地を借りて、ほうれんそう・キャベツ・ネギ等多品目を作付けすることで新規営農者として認められたところ。収穫した野菜は、以前からマックスバリューで販売しており、補助金を申請し、規模を拡大するために、今回利用権設定をしたもので、今後も効率的に耕作できると認められます。
事務局	(利用権全体説明)

事務局	農地売買事業について説明致します。総会資料99ページをご覧ください。 整理番号413、所有権の移転を受けるものは、予野の農事組合法人〇〇代表理事〇〇さん、所有権を移転するものは松阪市の公益財団法人三重県農林水産支援センター代表理事 村上亘さん、所有権を移転する土地は上之庄地内の畑1筆、面積は1,422㎡です。農地売買等事業により引き渡しを行う日は令和6年6月18日を予定しています。
事務局	整理番号414、所有権の移転を受けるものは山出の株式会社〇〇代表取締役 〇〇さん、所有権を移転するものは松阪市の公益財団法人三重県農林水産支援センター代表理事 村上亘さん、所有権を移転する土地は山出地内の田1筆、面積は1,163㎡です。農地売買等事業により引き渡しを行う日は令和6年6月18日を予定しています。
事務局	整理番号415、所有権の移転を受けるものは山出の株式会社〇〇代表取締役 〇〇さん、所有権を移転するものは松阪市の公益財団法人三重県農林水産支援センター代表理事 村上亘さん、所有権を移転する土地は山出地内の田2筆、面積は合計5,821㎡です。農地売買等事業により引き渡しを行う日は令和6年6月18日を予定しています。
事務局	以上の農地利用集積計画の内容は伊賀市の基本構想に適合しており、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作すべき農用地のすべてについて耕作を行うと認められ、また耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められます。いずれの対象農地も効率的に利用することが認められ、対象農地の関係権利者全ての同意が得られており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。以上が農地利用集積計画の説明となります。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第5号について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積計画について」は、計画案のとおり意見の決定をすることとします。
議 長	以上で、本日の議案の審議及び報告事項はすべて終了いたしました。ここで、2時55分まで休憩して、その後、情報交換会を開催します。
	(休憩)
議 長	予定の時刻になりましたので、会議を再開します。情報交換会を初めて、今回が7回目となります。本日は、14番の私と、15番の福地委員にお話しいただきます。お話しただく内容は、広く農業・農村について、地域の実情や普段思っておられることとお話しただければと思います。お話しいただく時間は10分以内、その後委員の皆様で20分以内で意見交換できればと思います。それでは、先ずは私から始めさせていただきます。
議 長	農業委員の業務は多忙かつ重責である。兼任業務も多数ある。 農地に関するすべての問題について、相談される。 しかし、個人には決定権が与えられていない、一票だけ。 農地法等関連する法も多く、法を遵守させるべく働いているが、なかなか処罰までは行けない。 今後も奮起して、職責を全うしていく所存である。
各委員 議長	質疑・意見交換
議 長	時間も時間ですので、福地委員さんに引き継ぎしたいと思います。よろしくお願いします。

福地委員	居住地区で農地10ha分を親子で耕作している。地区には他1名の担い手がいる。夜間に及ぶ程農業に励んでいるが、米価下落、肥料高騰等の影響を受け、経費削減に務めるも小作料が重くのしかかる。 さらに、賃借地周辺の畦畔や道路の除草を課され、労働力や経費がかかり、農業経営を圧迫する。 金銭での貸借を、物納や、無償の代わりに安価に米を販売する等に段階的に変更するなど対策は検討しているが、自分を育ててくれた地域への恩返しの気持ちも多々あり、賃貸人に強くは言いたくない。 高温耐性米の導入や自己努力により可能な限り地域で農業を継続し、地域貢献を果たしていく。
各委員 福地委員	質疑・意見交換
議 長	ありがとうございました。非常に難しい問題であります。島ヶ原地区は殆ど無償と思われる。有償を言われたら、草刈料金を貰いたいくらい。福地委員、ありがとうございました。これで時間も参りましたので終了したいと思います。事務局から何かありませんか。
事務局	委員の皆様におかれましては、長時間に渡りまして、活発なご協賛をいただき、またご承認を頂戴し、誠にありがとうございます。今回ご承認頂いた案件については、速やかに許可等に関する事務をすすめてまいります。また、次回の情報交換会のスピーチは、16番、鞆田地区の山本委員、17番、玉滝地区の稲森委員を予定していますので、ご準備をお願いいたします。
議 長	他にございませんか。 次回の総会は、6月10日(月)午後1時30分から、伊賀市役所2階202・203会議室で開催いたします。 以上をもちまして、伊賀市農業委員会第11回総会を閉会いたします。

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和 6年 7月10日

会長

坂本 榮二

⑨

議事録署名者

喜久永 富美代

⑨

議事録署名者

森下 光子

⑨